

松江市議会議員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 4 月 26 日

松江市長

上 定 昭 仁

松江市条例第 41 号

松江市議会議員定数条例の一部を改正する条例

## 松江市議会議員定数条例の一部を改正する条例

松江市議会議員定数条例(平成 24 年松江市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 松江市議会の議員の定数は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定に基づき、 <u>31 人</u> とする。 | 松江市議会の議員の定数は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定に基づき、 <u>34 人</u> とする。 |

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。